

2005年10月12日（水）国際・公共政策大学院/グローバル・ガバナンスプログラム授業【UN and NGOs】（中満泉教授担当）において、パリ政治学院のBeatrice Pouligny 教授をお招きして講演会を行いました。

Beatrice Pouligny 教授の講演内容を日本語に要約したものを掲載いたします。（講演は英語で行われました）

Beatrice Pouligny 教授講演会要約

【国連改革は成功するか否か】

今回の講義では、「国連改革」について、特に9月のサミットまでの取り組みと課題について取り上げたいと思う。

まず、私が思うのは、国連改革は本当に進行しているのかということだ。

実際に今年の9月のサミットで期待通りに合意されたものはほとんどなかった。サミットに向けた事前交渉の段階でいくつもの 이슈が抜け落ちていった。例えば、安保理改革の問題などはメンバー間の合意形成がまったく不可能であった。この点は、サミット直前に行われたアナン事務総長のNY Times インタビューにおいても指摘された。「メンバー国の中に多くのスポイラー（目的達成の妨害者）がいる」という。この発言は、交渉の最終段階において、170もの修正・訂正案を持ち込んだ米国の行動などを受けてのものだ。このままでは国連が必要な改革を成し遂げるのは不可能に近い。

今回のサミットまでの国連改革の取り組みの成果と課題について具体的にみていきたい。



先に、サミットの成果に何が欠如しているかについて話したい。今回の改革で成し遂げられなかったことは大きく4つある。

一つは、常任理事国入りを目指した4国のうちの1国である日本が最も期待していた安保理改革だ。安保理の機能不全や少数国による意思決定の独占に対する疑問から安保理の拡大が議論されてきた。これには多くのエネルギーが費やされたにもかかわらず、妨害国が存在したためサミット前に消滅してしまった。すでに8月初期の段階で、安保理拡大は、各国による交渉の議題にすら上らなかったのである。

二つ目は、軍縮・不拡散問題だが、これは関係国同士の誰が最初のステップを踏むかの押し付け合いに終始してしまったため、成果があがらなかった。この問題にコミットするメンバー国の意欲が薄いという印象であった。

三つ目は、テロリズム対策だが、これについても進展が見られなかった。「テロリズム」に合意された定義を導き出すことは困難である。テロ条約を締結することの合意はなされたが、条約の内容は最低限に止まった定義への合意につながる可能性もある。

四つ目は、組織改革だ。事務局の非効率性や限定的な権限から生ずる問題の解決のため、事務局の効率化・権限強化が議論された。これは安保理と総会の権限関係にも見られるように難しい問題だ。事務局の権限強化により、国連の舞台における意思決定のコントロールを失うことを恐れた大国などから強い抵抗があったため、大きな成果がみられなかった。

次に今回の改革の成果について話したい。サミットで一定の成果があがったのは4つの組織の機構改革だ。

一つ目は、結論までに煩雑な審査を経る必要があり、また実効性も失っていた現行の人権委員会の権限と機能を拡充した人権理事会の創設に関する合意である。人権委員会は政府間機関であるため、メンバー国の国家的判断から自由ではなく機能しにくいという問題を抱えていた。また、国内に人権問題を抱えるメンバー国も委員会に席を保有していたという問題もあり、人権分野での新しい機関の創設が必要であった。しかし、新しい理事会の創設のみが合意されただけで、この新しい機関がどのように構成され、どのように機能し、いつ機能しはじめるかといった詳細については一切の具体的な決定がなされなかった。

二つ目は、テロリズム条約の採択へ向けた合意だ。確かに現在でもテロリズム対策の条約はいくつかあるが包括的なものがない。各国をより容易にテロリズム対策にコミットさせるためにも包括的な条約が必要であることは間違いない。

三つ目は保護する責任 (Responsibility to protect) の問題 (概念の重要性が再主張 reaffirm された点) だ。この概念は比較的新しく出てきたものであり、国際社会が一丸となり、戦争やジェノサイド、また、あらゆる暴力の犠牲者を保護する責任があることをさしている。たとえば、国内紛争を例に挙げると、国連の報告によれば50%の紛争が継続・または再発したものであり、そのうちの60%がアフリカ地域で起きている、我々は将来、新たな紛争が起こらないように力を尽くすべきであり、そのためにPeace Building Commissionが必要となった。あらゆる問題において、結局のところ国際的な危機に対処でき、また対処すべきは国家である。その責任をさらに強く明記するべきだったと思う。

そして最後は、平和構築委員会 (Peace Building Commission) の設立に関する合意である。この委員会の創設は、1年前に提出された国連改革に関するハイレベル委員会の提言の1つであった。内戦や平和維持活動のウェイトが飛躍的に増えている今日の国際社会において、国家の再建設を通じた平和の達成が大きな課題となり、将来予想される武力紛争の防止と持続可能な平和の確保という2つの目的のもと、平和構築に関して専門的に関わる委員会はぜひとも必要だった。それも、実際に権限行使を行う国連の諸機関と連携が取られる形での創設がどのように平和を実現すべきかと設が必要だ。また、国連諸機関が継続的な平和構築活動を行うために、諸機関に十分な資金・リソースを提供することが必要だろう。平和構築活動には継続性が非常に強く要求され、現地の政府機関と強固な関係を築くという点からも長期間にわたり現地に同じ国連諸機関のスタッフを配置することも重要である。



平和構築委員会に期待される役割は、平和構築に関与する安保理メンバーや ECOSOC メンバー、主要ドナー国、軍事部隊・文民要員の派遣国、あるいは国連諸機関からの代表や世銀や IMF といった国際金

融機関などが一同に会し全体で対話する場を設けることである。こうした話し合いを通じた平和構築分野での経済的アジェンダと安全保障（政治）アジェンダ間の溝を埋める努力が必要とされる。しかし、これらの関係機関の中には、自らの自律性を保つことに熱心で十分な参加が見込めないものもある。フォーラムとしての委員会の役割は重要であるが、それだけでは決して十分とはいえない。もう一つの役割は、平和構築活動の実践を向上するためのガイドラインやルール作りである。分析ユニットを編成し、諸機関の関連や調整のための具体的なガイドラインが必要である。また、外部からの介入の影響をどのようにモニターするかという課題もある。

しかし、サミットでは平和構築委員会の設置こそ決まったものの、他の機関との関係では総会に年次レポートを提出することしか決まらなかった。（事務総長報告書は、安保理とECOSOCのもと活動することを勧告していた。）また、この限界として指摘できるのは、委員会の将来のキャパシティ問題、規模の問題等もあげることができる。平和構築は短期的な作業ではなく、長期的な果てしない努力が求められる。たとえば、人材の育成、ブリーフィング、モニタリングなどである。これらが現在の国連活動の中核的存在である平和構築についての全般を扱うべき委員会がどのようにかわっていくのだろうか。そして、長年の課題である国連総会と安保理の溝、また、政策レベルと実施レベルにおけるギャップ問題は未だに解決の兆しを見せていない。

過去、国連において多くのアクターがどのように平和を実現すべきかという究極の目標に向けて様々な形で取り組んできた。以上のような多くの欠陥を抱えてこのサミットの結果は何を意味するのだろうか。

結論として、民主主義国に属する我々個人に何が出来るかということを考えたとき、皆さんに以下の三つを提案したい。まず、「平和を勝ち取る」ということがどういうことであるかを考えること。第二に、「平和」の意味を再考すること。第三に、「平和を構築する」とは、どのような概念であるのか考えることである。平均的な市民が平和構築の問題などの国際問題により関心をもつことが望まれる。市民の動員がこの分野での国家の決定・行動を動かすだろう。





Hitotsubashi School of International and Public Policy

国際・公共政策大学院 講演会のお知らせ

国際・公共政策大学院では、次のように講演会を開催します。通常の授業中に行うこととなりますが、授業登録履修者以外の学生・院生の聴講を歓迎いたします。

パリ政治学院 Beatrice Pouligny 教授

講演テーマ：UN Reform process 2005 : Success or failure?

--- 英語にて講演、通訳はありません ---

Pouligny教授は、国連研究、特に平和構築分野で名高い学者です

期日：2005年10月12日（水）

時間：第2時限目 10：35～12：05

場所：国際研究館5階ML会議室

■聴講希望者へのお願い■

この講演会の中満泉教授の授業【UN and NGOs】の時間内に行います。事前に参加数を把握いたしたもので、聴講希望者は、メールにて国際・公共政策大学院事務室の鈴木宛 (pj01097@srv.cc.hit-u.ac.jp)へ連絡を入れてください。よろしくお願いいたします。

国際・公共政策大学院事務室
【マーキュリータワー3階3310室】